

平成26年7月9日

事業者各位

函館市土木部長
函館市都市建設部長

函館市建設工事下請状況等調査について

この度、函館市が発注する公共工事において、工事の品質確保および労働環境の向上に資することを目的に、元請負人と下請負人との間における契約状況を把握するため、函館市建設工事下請状況等調査試行実施要領を制定しました。

各事業者におきましては、調査へのご協力をお願いするとともに、適正な労務費における契約を結ばれるようお願い申し上げます。

1. 対象工事

平成26年8月1日以降に入札公告および業者指名する建設工事のうち、土木部および都市建設部が発注する上記実施要領第2条に規定する工事

函館市土木部管理課庶務係

電話 21-3406

函館市都市建設部まちづくり景観課庶務係

電話 21-3355

函館市建設工事下請状況等調査試行実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、函館市が発注する建設工事において、元請負人と下請負人（二次以下の下請負人を含む。）、交通誘導業務を行う会社および運搬業務を行う会社等（以下「下請負人等」という。）との間における契約状況を把握し、元請負人と下請負人等との間において適正な労務費に基づく契約が結ばれることを目的とした調査「建設工事下請状況等調査」（以下「下請状況等調査」という。）を試行的に実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 下請状況等調査の対象工事は、施工体制台帳の提出を求める工事のうち、次に掲げる工事とする。

- (1) 「積算労務単価報告書」において、「公共工事設計労務単価」と比較して10%以上の乖離がある工事
- (2) 落札価格と最低制限価格との差が僅少な工事
- (3) 前年度の下請状況等調査において改善報告を求めた者が請け負っている工事
- (4) その他市長が必要と認める工事

(実施方法)

第3条 下請状況等調査の実施方法は、原則、次のとおりとする。

(1) 調査対象者

調査対象者は、元請負人および下請負人等のうち1者以上を対象とする。

(2) 調査項目

調査の項目は、別表「建設工事下請状況等調査表」に掲げる項目とする。

(3) 調査方法

調査は、元請負人および下請負人等に対し、前号に規定する調査表の提出を求めることによるものとする。ただし、調査に必要な

がある場合は，下請負人等に関係書類の提出を求めることとする。

また，書類等による調査で不明な点がある場合は，電話による聞き取り調査を行う。

(4) 調査結果による改善等状況の報告

調査により，改善が必要と判断したものについては，受注者に対し，改善状況報告を求める旨通知するとともに，「建設工事下請状況等調査改善等状況報告書」により改善等状況の報告を求める。

(その他)

第4条 この要領の実施に関し必要な事項は，市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は，平成26年8月1日から施行する。

建設工事下請状況等調査表

工事名 …

企業名：

調査項目		調査内容		根拠法令・契約条項等
1	契約締結方法	請負契約書または基本契約書に基づいた注文書・請書を作成し、相互に取り交わしていますか	有 ・ 無	建設業法第19条 函館市発注工事に係る元請・下請適正化指導要綱第4条
2	使用した契約書	建設工事標準下請契約約款、またはこれに準拠した契約書を使用していますか	有 ・ 無	
3	契約で定めている条項	建設業法で定める事項を全部を契約書で定めていますか	有 ・ 無	建設業法第19条第1項
4	下請代金の決定方法	下請負人と協議して決定していますか	有 ・ 無	建設業法第19条の3
	諸経費の計上	公共工事設計労務単価を参考として見積等を行う場合で現場管理費および一般管理費等の諸経費を計上していますか	有 ・ 無	
	労務単価の設定	労務単価が「公共工事設計労務単価」と比較して一定率(10%)以上の乖離はありませんか	有 ・ 無	適正な工事の施工を！-工事, 委託の施工上の留意事項- 第1項
5	雇入通知書の交付	雇用労働者に対し雇用労働条件を明示した雇入通知書を交付していますか	有 ・ 無	労基法第15条第1項・建設雇用改善法第7条 適正な工事の施工を！-工事, 委託の施工上の留意事項- 第3項

市担当者記入欄

--

建設工事下請状況等調査表

工事名 …

企業名：

調査項目		調査内容		根拠法令・契約条項等
1	契約締結方法	請負契約書または基本契約書に基づいた注文書・請書を作成し、相互に取り交わしましたか	有 ・ 無	建設業法第19条 函館市発注工事に係る元請・下請適正化指導要綱第4条
2	使用した契約書	建設工事標準下請契約約款、またはこれに準拠した契約書を使用していますか	有 ・ 無	
3	契約で定めている条項	建設業法で定める事項を全部を契約書で定めていますか	有 ・ 無	建設業法第19条第1項
4	下請代金の決定方法	元請負人と協議して決定しましたか	有 ・ 無	建設業法第19条の3
	諸経費の計上	公共工事設計労務単価を参考として見積等を行う場合で現場管理費および一般管理費等の諸経費が計上されていますか	有 ・ 無	
	労務単価の設定	労務単価が「公共工事設計労務単価」と比較して一定率(10%)以上の乖離がありますか	有 ・ 無	適正な工事の施工を！-工事, 委託の施工上の留意事項- 第1項
5	雇入通知書の交付	雇用労働者に対し雇用労働条件を明示した雇入通知書を交付していますか	有 ・ 無	労基法第15条第1項・建設雇用改善法第7条 適正な工事の施工を！-工事, 委託の施工上の留意事項- 第3項

その他、本工事に関する下請け契約に関し、特記事項などがありましたら、ご記入ください。

市担当者記入欄

(様式1)

積算労務単価報告書

平成 年 月 日

函館市長 ○○ ○○ 様

住所
受注者
氏名



工事名

職 種	人 工	単 価 (円)	市記載欄

- ※ この報告書は、受注者が入札に当たり積算した建設労働者等の労務単価の状況を把握することにより、雇用・労働条件の改善など労働者福祉の向上を図り、適正な施工体制の確保に資することを目的としています。
- ※ 本市が採用する「公共工事設計労務単価」と比較して一定の率(90%)を下回る労務単価がある場合は、確認調査を実施することがあります。

- 注 1 「職種」には、「普通作業員」など公共工事設計労務単価における職種を記載すること。
- 注 2 「単価」には、請負人が入札に当たり積算した労務単価(1日8時間当たり)を記載すること。
なお、単価は、次の経費等を除いた金額とする。
 - (1) 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
 - (2) 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当
 - (3) 現場管理費及び一般管理費の諸経費
- 注 3 市記載欄は、市が使用するため記載しないこと。
- 注 4 本報告書は、契約後速やかに提出すること。
- 注 5 必要に応じて適宜修正の上使用すること。

(様式2)

労務者配置(予定)表

平成 年 月 日

受注者 住所 _____

氏名 _____

工事名 _____

会社名	職種	人工	備考

会社名	職種	人工	備考	職種	人工	備考

会社名	職種	人工	備考	職種	人工	備考

会社名	職種	人工	備考	職種	人工	備考

会社名	職種	人工	備考	職種	人工	備考

会社名	職種	人工	備考	職種	人工	備考

会社名	職種	人工	備考	職種	人工	備考

会社名	職種	人工	備考	職種	人工	備考

会社名	職種	人工	備考	職種	人工	備考

- 注1 「職種」には、「特殊作業員」など公共工事設計労務単価における職種を記載すること。
- 2 「備考」欄は、発注者が使用するため記載しないこと。
- 3 本書は、契約後速やかに提出すること。
- 4 必要に応じて適宜修正の上、使用すること。

(様式3)

平成 年 月 日

商号又は名称

代表者氏名

様

函館市長 ○○ ○○

建設工事下請状況等調査における改善状況報告について

工事名 _____

上記工事について、調査表およびその他関係書類に基づき調査した建設工事下請状況等調査の結果、下記の項目が指導対象となりましたので、「建設工事下請状況等調査改善等状況報告書」に改善等の内容を記載の上、平成○○年○○月○○日までに提出してください。

調査項目	改善内容

(様式4)

平成 年 月 日

建設工事下請状況等調査改善等状況報告書

函館市長 ○○ ○○ 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑩

工事名 _____

建設工事下請状況等調査において指導対象となった項目について、次のとおり改善等の内容を報告します。

指導対象項目	改善等の内容

注) 「改善等の内容」欄には、「改善済」、「改善予定」又は「改善検討」の区分に応じて、具体的な内容を記載してください。